

「教科に関する科目」の修得方法

- 「教科に関する科目」は、次の表に示す科目の中から20単位を修得する。その際は、免許法施行規則に定める科目区分について、それぞれ1単位以上を含むものとする。
- 各科目の開講年次・学期は、「看護学専攻の専門教育科目及び単位配当表」を参照のこと。

表 3

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数		
		必修	選択	
「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」	人体機能学*	2		
	人体形態学	2		
	人体病理学	2		
	微生物学	2		
	薬理学	2		
	臨床栄養学		2	
看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）	看護学概論	2		
	看護技術学	1		
	セルフケア論		1	
	看護過程論演習	1		
	看護対象論		1	
	看護管理学	1		
	看護倫理学		1	
	母性看護学概論	1		
	セクシュアリティ論		1	
	母性看護方法論	2		
	母性看護学演習	1		
	親役割援助論		1	
	小児看護学概論	1		
	小児看護方法論	1		
	小児看護学演習	1		
	成人看護学概論	1		
	成人看護方法論Ⅰ	1		
	成人看護方法論Ⅱ	2		
	成人看護方法論Ⅲ	2		
	成人看護方法論Ⅳ	2		
	成人看護方法論Ⅴ	1		
	成人看護学演習	1		
	クリティカル・ケア論		1	
	がん看護論		1	
	公衆衛生看護学概論Ⅰ	1		
	公衆衛生看護学概論Ⅱ	1		
	在宅看護学概論	1		
	在宅看護方法論	1		
	在宅看護学演習	1		
	老年看護学概論	1		
	看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）	老年看護方法論	1	
		老年看護学演習	1	
精神看護学概論		1		
精神看護方法論		1		
精神看護学演習		1		
家族看護学			1	
保健学概論*		1		
保健学概論演習			1	
保健医療福祉倫理学			1	
コミュニケーション論		1		
医療情報学			1	
医療リスクマネジメント		1		
救急・蘇生医学			1	
地域保健学		2		
人間発達論		1		
カウンセリング論			1	
疾病論Ⅰ		1		
疾病論Ⅱ		1		
疾病論Ⅲ		1		
保健統計学			2	
社会福祉学	1			
保健医療福祉行政論		1		
社会保障論		1		
看護実習	看護技術学演習Ⅰ	2		
	看護技術学演習Ⅱ	3		
	基礎看護学実習Ⅰ	1		
	基礎看護学実習Ⅱ	2		
	母性看護学実習	2		
	小児看護学実習	2		
	成人看護学実習	6		
	在宅看護学実習	2		
	老年看護学実習Ⅰ	1		
	老年看護学実習Ⅱ	3		
	精神看護学実習	2		
	統合実習Ⅰ	1		
統合実習Ⅱ*	1			

註) * の科目は、一般的・包括的内容を含む科目

「教職に関する科目」の修得方法

「教職に関する科目」は、次の表に定める科目を修得しなければならない。（看護科教育法Ⅱのみ選択、他は必修である。）

表 4

免許法施行規則に定める教職に関する科目	左に対応する本学科の授業科目	単位	年次別単位数								開講学部	免許状の種類 高校1種	教育実習履修資格	備考
			1		2		3		4					
			前	後	前	後	前	後	前	後				
教職の意義及び教員の役割	教職入門	2			2						全学	必修	左記科目から18単位以上修得のこと	9月集中
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	人間教育論Ⅰ	2		2							人文学部 理工学部 保健学科	必修		集中
幼児、児童及び生徒の発達及び学習の過程	人間教育論Ⅱ	2		2							農生学部 保健学科	必修		集中
教育に関する社会的、制度的または経営的事項	教育の社会制度論	2			2						保健学科	必修		集中
教育課程の意義及び編成の方法	子どもとカリキュラム	2				2					保健学科	必修		集中
各教科の指導法	看護科教育法Ⅰ	2					2				保健学科	必修		
	看護科教育法Ⅱ	2							2		保健学科	選択		
特別活動の指導法	特別活動	1			1						教育学部	必修		
教育の方法及び技術	教育工学演習	1			1						保健学科	必修		
生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	生徒指導心理学	2			2						教育学部	必修		
教育相談	教育相談の理論及び方法	2				2					教育学部	必修		
教育実習	事前・事後指導 高等学校教育実習	3							3		保健学科	必修		
教職実践演習	教職実践演習	2								2	保健学科	必修		

*教育実習については、「教育実習について」の項を参照すること

「教科又は教職に関する科目」の修得方法

1. 「教科又は教職に関する科目」は、次の表に示す科目及び最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」について、併せて16単位以上をもって充てる。
2. 各科目の開講年次・学期は、「看護学専攻の専門教育科目及び単位配当表」を参照のこと。

表5

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数	
		必修	選択
教科又は教職に関する科目	看護教育学概論	1	
	看護教育学演習		1
	看護教育課程論		1
	看護教育方法論	2	